

議案第 22 号

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

障がい児通所支援を行うための教室の設置形態及び事業内容を整理するための改正

飛驒市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例

飛驒市障がい児通所支援施設条例（平成18年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 教室の主たる事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飛驒市古川やまびこ教室	飛驒市古川町若宮二丁目1番60号

2 教室の従たる事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飛驒市神岡ことばの教室	飛驒市神岡町殿1155番地5

第4条第2項中「法第6条の2の2第4項の規定による放課後等デイサービス及び」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	障がい児通所支援を行うための教室の設置形態及び事業内容を整理するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 教室の設置形態の整理</p> <p>一体的な職員配置により効率的な運用を図ることを目的として、教室の設置形態を主たる事業所（飛騨市古川やまびこ教室）及び従たる事業所（飛騨市神岡ことばの教室）として整理するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">（第2条関係）</p> <p>(2) 飛騨市古川やまびこ教室の事業内容の整理</p> <p>飛騨市古川やまびこ教室では、令和元年5月1日から放課後等デイサービスの事業を開始し、作業療法士による身体の使い方や読み書きの課題に対する支援を行ってきた。令和5年度からは同療法士の学校訪問事業を開始し、学校という生活現場でのより効果的な支援を行うこと、また、未就学児を対象とする児童発達支援に注力していく体制とする予定であることから、当該条例から放課後等デイサービスの提供を規定する箇所を削るもの。</p> <p style="text-align: right;">（第4条第2項関係）</p>
市民への影響等	<p>(1) 教室の設置形態整理に伴う利用者への影響はない。</p> <p>(2) 飛騨市古川やまびこ教室の放課後等デイサービス利用児童は8人（令和5年2月1日現在）であるが、令和5年3月末までに卒業又は保育所等訪問支援へ移行可能であり、影響はない。</p>
施行日	令和5年4月1日
備考	